

<b>1. 発行作業グループ:</b>  作業グループ: 連絡先 : contact@questforum.org	<b>2. アラート番号:</b>  11-002A
<b>3. 影響を受ける文書:</b>  TL 9000 認証機関のための実施規則	<b>4. 発行日:</b>  2011 年 3 月 21 日
<b>5. アラート発行理由 :</b>  TL9000 認証機関のための実施規則(第 6.0 版)の発行通知	
<b>6. 説明:</b>  <p>実施規則の新しい版が発行されました。この版における改正は、明確化、軽微な修正、及び全体的な最新化のみとなります。新たな要求事項はありません。変更点は下記の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書全体で“registrar(認証機関)”を“certification body(認証機関)”に置き換える。</li> <li>・“次の予定されている審査までに”と理解出来るように、軽微な不適合を解決するための時間枠を修正する。 (訳注:実施規則 セクション 3-1)</li> <li>・組織による是正処置対応の時間枠と実施締切日を明確にする。(訳注:実施規則 セクション 3-1)</li> <li>・“Exemptions(免除)”という用語は、測定法ハンドブックのセクション 4.2.8 に記載されている通り、要求された測定法の報告から免除するために使用され、また、全ての免除事項は組織のプロファイルに記載されなければならないことを明確にする。(訳注:実施規則 セクション 1)</li> <li>・“Exclusions(除外)”という用語は、要求事項ハンドブックのセクション 3.1 に記載されている通り、要求事項から除外するために使用され、また、すべての除外事項は組織のプロファイルに記載されなければならないことを明確にする。(訳注:実施規則 セクション 1)</li> <li>・解決されていない重大な不適合と同様に、前回審査からの期日超過の軽微な不適合がある場合、再認証は認められないことを明確にする。(訳注:実施規則セクション 3-3)</li> <li>・電子審査に関する従来のガイダンス文書を廃止し、新たに電子審査(e-audit)要求事項を追加する。(訳注:実施規則 セクション 5)</li> <li>・参考文献と頭字語のセクションを最新化する。(訳注:実施規則 セクション 1)</li> <li>・測定法ハンドブック R4.5 に従い、必要な測定法の情報を顧客に加えて、供給者との共有も検証することを、認証機関の要求事項に追加する。(訳注:実施規則 セクション 7-5)</li> <li>・測定法ハンドブック R4.5 に従い、少なくとも 3 ヶ月間の認証前の提出データの検証に対する要求事項を、初回認証時の測定法要求事項に含める。(訳注:実施規則 セクション 7-9)</li> <li>・測定法ハンドブック R4.5 に従い、少なくとも直近の月のデータ提出をレビューすることを、測定法の認証アップグレードのための検証要求事項として追加する。(訳注:実施規則 セクション 7-10)</li> </ul>	

### 7. 備考:

最新の文書のコピーを添付する。これは“TL9000 認証機関のための実施規則(Code of Practice for TL9000 Certification Bodies)”として下記リンクに掲載されている。

[http://www.tl9000.org/handbooks/rh\\_guidance.html](http://www.tl9000.org/handbooks/rh_guidance.html)

以前の版と比べ要求事項に変更は無いため、この版に対する実施移行期間は設定しない。即時に有効とする。